

## 仕 様 書 (案)

## 1 件名

令和 6 年度新宿区男女共同参画情報誌作成等業務委託

## 2 目的

本事業は男女共同参画社会について、編集委員として公募した区民と協働するなど「区民と一緒に学び、考え、発信する」情報誌を作成することで効果的な普及啓発を推進していくことを目的として実施するものである。

## 3 契約期間

令和 6 年 5 月 2 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 4 履行場所

甲の指定する場所

## 5 委託業務

## (1) 情報誌概要

情報誌は広く区民一般に男女共同参画について啓発するものである。年度内に 2 回発行する。前期号は最大 12 ページで甲および乙が作成する。後期号は最大 20 ページ（ページ数は表紙/裏表紙を含む）で甲乙および公募で選ばれた区民編集委員（以下、公募区民という）が協働で作成する。各号 5,000 部印刷する。なお、区民の公募は甲が行う。

また、編集講座や情報誌作成を通して公募区民に男女共同参画社会に関する知識や情報の発信技術を習得させる。

## (2) 委託業務概要

編集講座・編集会議の実施および、情報誌作成等（○が委託業務）である。

業務内容	前期号（7月発行）	後期号（1月発行）
スケジュール作成	○	○
編集講座	実施しない	○
編集会議	実施しない	○
取材・原稿添削・編集	不要（甲が実施）	○
デザイン	○	○
校正	○	○
印刷・製本	○	○
納品	○	○

## 6 業務詳細

### (1) スケジュール作成

乙は情報誌の作成に先立ち年間スケジュールを甲に提出し、甲の承諾を得ること。取材や校正等の年度当初には決定できない詳細なスケジュールは都度作成して甲に提出し、甲の承諾を得ること。

### (2) 編集講座

編集講座は公募区民（7名程度）が男女共同参画社会に関する基礎的な知識を習得するとともに、情報誌の編集に必要な知識を習得するために実施するものとし、男女共同参画社会の概説、雑誌の作られる過程、原稿の書き方・推敲の仕方、取材の方法等を講義する。

乙は編集講座を6月に計2回実施するものとする（原則として各回土曜日の10～15時（12～13時を除く））。乙は男女共同参画情報誌の作成に適している講師を配置すること。

乙は講座後、公募区民の意見を基に作成したページ割を含む後期号の企画書を甲に提出し、甲の承諾を得ること。

### (3) 編集会議

編集会議は公募区民と甲乙が後期号の編集作業を行うとともに、公募区民が編集講座で習得した内容を活かし、男女共同参画社会への理解を深めることを目的として実施する。

乙は編集会議を7月～10月に計6回実施する（原則として各回土曜日の10～12時）。乙は会議を進行し、甲も同席する。

乙は公募区民が事前に執筆した原稿を取りまとめて添削を行い、会議において添削結果を示して文章指導を行う他、取材先や公募区民の分担等の決定、その他編集に必要な内容を実施するものとする。乙は原稿作成や取材にあたって必要な資料を収集して甲および公募区民に提供し、公募区民に依頼する内容を会議において説明するものとする。

### (4) 取材・原稿添削・編集

取材は取材先との交渉、当日の立合い、謝礼の負担を乙が担当する。取材には公募区民および甲も同行する。取材先における写真撮影については、1回目は乙が担当する。それ以降は、甲または公募区民が行う。取材の件数は指定しないが、後期号の紙面を構成するために妥当な件数を想定するものとする。

乙はすべての編集会議が終了したら、原稿を整理・編集して、入稿原稿を完成させ、甲の承諾を得るものとする。編集の段階で原稿の不足が判明した場合、乙が執筆すること。

### (5) デザイン

乙は、入稿原稿を基に誌面デザイン全般を行う。表紙は、手に取ってもらいやすいようにイラスト・写真を配置したデザインとすること。

乙は甲の指示があった場合は、随時そのデザイン・レイアウトの修正・変更を行うこと。乙は、デ

ザイン・レイアウトに必要なロゴ・イラスト・グラフ・地図等を、適宜作成すること。

イラスト・写真・ロゴ・グラフ・地図等を使用するにあたって著作権上の許諾が必要な場合は、許諾を取得し、その旨を甲に書面で報告すること。

#### (6) 校正

乙は版下を作成する。校正紙は都度 5 部ずつ印刷し、甲あてに提出すること。文字校正 3 回以上、色校正 1 回以上行うものとする。甲からの校正返却は、校正紙への朱入れを原則とし、口頭で補足説明を行う。提出から校正返却までの期間は、原則として、文字校正（初校）は 5 営業日、文字校正（2 校）は 6 営業日、文字校正（3 校）は 5 営業日、色校正は 2 営業日確保するものとする。

#### (7) 印刷・製本

乙は下記の仕様で印刷する。

用紙	マットコート AY 70.5kg
判型	A4 判
印刷	オフセット
刷色	4/4 色（フルカラー）
製本	中綴じ（ホッチキス等で和綴じ）
部数	各号 5,000 部

#### (8) 納品

乙は印刷した情報誌を新宿区立男女共同参画推進センターおよび新宿区役所本庁舎子ども家庭部に納品する。25 部単位で梱包する。上記 2 か所納品の配分は別途甲が指定する。各号納品時に電子データ（校了済みの情報誌を PDF 化し 1 つのファイルにしたもの、目次のテキストファイル、表紙の JPEG データ）を合わせて CD-R 等記録媒体で納品すること。

#### (9) 次年度の準備

後期号発行後、乙は次年度の情報誌作成に向けて情報収集を行い、甲の相談に応じるものとする。また、甲と乙は次年度の編集方針やスケジュール等について調整を行うものとする。

### 7 発行スケジュール（予定）

#### (1) 前期号

5 月下旬	入稿（原稿作成は甲が担当する）
6～7 月	デザイン、校正
7 月	印刷、納品（7 月 31 日まで）

## (2) 後期号

6月	編集講座 全2回(原則として各回土曜日の10～15時(12～13時を除く))
7～10月	編集会議 全6回(原則として土曜日10時～12時)、取材、原稿添削
11月	編集、デザイン
11～1月	校正
1月	印刷、納品(1月31日まで)
2～3月	次年度の準備

## 8 業務の従事資格等

乙は、本事業の担当者として、男女共同参画情報誌作成、編集指導、編集実務、デザインに適した者を配置すること。

## 9 オンライン開催

すべての講座・会議は状況に応じてオンラインで実施する可能性があるため、乙は Zoom 等に対応できるようにすること。

## 10 実施報告

乙は、履行期間におけるすべての業務完了後、速やかに「新宿区男女共同参画情報誌作成等業務完了報告書」をもって甲に業務完了報告を行うこと。

## 11 支払い

(1) 乙は、上記10記載の報告書を提出し、甲の検査完了後、契約代金の請求を行うこと。

(2) 甲は、上記(1)により乙からの請求を受け、30日以内に契約代金を支払わなければならない。

## 12 著作権の譲渡

納品物に係る著作権は、委託金額以外の追加支払なしに納品物の引き渡し時に乙から甲に譲渡され、甲単独に帰属する。

## 13 遵守義務

(1) 乙は、本業務の実施において個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱うときは、個人情報に係る特記事項に規定する事項を遵守するとともに、個人情報の紛失、漏洩および散逸等を未然に防止すること。

(2) 乙は、受託者として業務を実施するにあたっては、公益保護に関する特記事項に規定する事項を遵守すること。

- (3) 乙は、受託者として業務を実施するにあたっては、暴力団排除に関する特記事項に規定する事項を遵守すること。
- (4) 本事業の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (5) 乙は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (6) 乙は、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

#### 1.4 その他

- (1) 乙は、業務実施にあたって、甲との調整および連携を十分図ること。
- (2) この仕様書に定めない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。
- (3) 乙は、感染症予防策を講じて業務を実施すること。